

住宅に住宅用防災警報器等が必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。

義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- A C電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】 海部消防組合 総務課予防係 ☎0884-72-0600
日和佐出張所予防係 ☎0884-77-0999

＝美波町ヘルスマイト＝
七草(種)がゆでお接待

「七草がゆ食べていけへんで」 大作戦!!

1月7日(木)、ヘルスマイトは、「七草がゆのお接待」で、薬王寺参拝に訪れた方々に、今年1年の無病息災をプレゼントしました。寒空の参拝に、あつあつのおかゆや手作りの梅干、たくあんにホッと一息・・・大変喜ばれました。

「今年もみんな元気でおろな～」と、笑顔満開のヘルスマイトたちのお接待に、県内外からの参拝客や地元の方々も、笑顔で応えていました。なかには「七草がゆは生まれて初めて食べる」と、展示の春の七草をデジカメに収める若い人もおいでました。

今年もヘルスマイトは「自分たちの健康は自分たちの手で!! あなたも私も健康に!!」と皆さんと一緒に健康づくりを考えていきます!



スポーツ保険は スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等に最適な保険です。

保険内容が
新しくなりました。

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共済 見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	団体活動全般 (スポーツ・文化・ボランティア・地域活動など)	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血等) 180万円
	団体活動全般	AW	1,150円	2,100万円 日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒の 場合、保険金額はA1区分と同様	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円	
	上記以外 (個人活動・個人練習など)			100万円 日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算 1事故500万円	対象外
大人 高校生以上	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血等) 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導限定 ※C区分でも加入可	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
65歳以上	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方はA2区分	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体が1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を摘要します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。

※掛金には(財)スポーツ安全協会が運営する「共済見舞金制度」の掛金、1人20円が含まれています。

※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

対象となる事故……★グループ活動中の事故 ★往復中の事故

保険期間……平成22年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで(申込受付は平成22年3月から)

加入用紙・資料請求・お問い合わせは 日和佐公民館(☎77-0028) 由岐公民館(☎78-0007)

5名以上の団体で
ご加入ください。